

滋賀県議会だより

No.81

編集・発行／滋賀県議会



2月定例会議の概要

滋賀県議会は、2月定例会議を2月17日から3月18日までの31日間の日程で開きました。

2月定例会議では、「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案」をはじめとする議員提出議案14件と、「平成28年度滋賀県一般会計予算」をはじめとする知事提出議案96件が上程されました。これらを審議した結果、いずれも原案のとおり可決または同意しました。

各委員会では、付託された各議案、請願その他所管事項について審査および調査を行いました。特に新年度予算については、委員41人で構成する予算特別委員会(委員長:佐野高典議員、副委員長:柴田智恵美議員)が設置され、3日間にわたり質疑を行い、さらに分科会調査を2日間実施した上で、可決しました。

●議員提案による政策条例案3件を可決

文教・警察常任委員会において検討を進めてきた滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案が提出され、全会一致で可決しました。また、地方創生特別委員会において検討を進めてきた近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例案および近江の地酒でもてなし、その普及を促進する条例案が提出され、全会一致または賛成多数で可決しました。

条例の概要については、裏面に記載しています。

●北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案および 関西広域連合規約の変更に関する附帯決議案を可決

弾道ミサイルの発射を強行した北朝鮮に対し厳重に抗議し、強く非難する等の決議案と、関西広域連合での地方版総合戦略の策定に関し、同戦略に基づいて行われる事務は、7分野の広域事務の範囲を逸脱することのないように求める附帯決議案を可決しました。



新年度予算

問 平成28年度当初予算について、歳出は滋賀県基本構想に基づき、基本計画の人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略の実現を目的とした予算編成であります。挑む予算とはどの部分を表現し、カラーはどこに出されたのかについて、考え方を伺います。

答 人口減少社会の到来という未曾有の歴史的課題に直面する中、「新しい豊かさの創造」に向け、3つのことに挑み、施策の構築を図っています。

1つは、「未来に向けて」挑み、滋賀の将来を担う子どもや若い世代の未来を切り拓くとともに、新しいエネルギー社会の構築を目指すこと、2つは、「世界に向けて」挑み、グローバル化が進展する中、TPPを契機とした国際展開を促進するなど、世界へはばたき、世界から選ばれる滋賀を目指すこと、3つは、滋賀ならではの経験と知恵を活かし、「全国に先駆けて」挑むことです。

具体的には、子育て世代の経済的負担の軽減や県内中小企業の海外展開に対する支援、また近江牛の生産基盤強化に

向けたキャトル・ステーションの整備等の施策を計上しています。

しがエネルギービジョン(案)

問 今回示されたしがエネルギービジョン(案)では、「原発に依存しない」ということが大前提になっています。原発の再稼働は、安全性が確認された段階で今後も続くことが予想されますが、その中で滋賀県として原発から供給されるエネルギーをこれ以上受けたくないという決意でしょうか。そのための具体的なロードマップを示していたいただきたいと考えますが、考え方を伺います。

答 今回のビジョン(案)では、様々な主体と協働して県レベルで可能な取組を行い、東日本大震災前に依存してきた原発由来の電力量相当分を確保するとともに、今後の技術開発等の進展も視野に入れ、また国に対してエネルギー政策の早期の転換を求めていく考え方で、ロードマップを盛り込んでいます。

今後の電力小売全面自由化も含め、電力購入の選択肢が広がっていくことなども勘案し、施策を進めていきたいと考えています。

北陸新幹線

問 北陸新幹線敦賀以西ルートが与党検討委員会において検討されています。米原は北陸と関西圏、中京圏をつなぐ結節点であり、東京―名古屋間のリニア開通が先行される中、中京圏とのつながりで強化されるべきルートであると言えます。

与党でのルート検討が進む中、JR西日本から北陸本線や湖西線が並行在来線として経営分離された場合、どれほどの影響が出るのか、早急に調査すべきと考えます。

今後、北陸新幹線敦賀以西ルートについて、どのように取り組んでいくのか、考え方を伺います。

答 米原ルートを進めるには、中京圏へのアクセスの利便性とダイヤの過密性などの技術的課題をどう評価するかがポイントであると認識しています。

国家的プロジェクトという観点から、コストとメリットの比較考量など、利用者便益と経済的合理性が個別の事情や技術的課題よりも優先されるべきと主張しています。

並行在来線について、本県は北陸本線と湖西線がJRから経営分離されることは認められないと主張し、過去の新幹線整備事例の分析やシミュレーション等を県独自に調査すべく平成28年度予算案に計上しています。

引き続き課題を克服し、米

原ルートの実現に向け粘り強く取り組んでいきます。

原子力防災対策

問 高浜発電所に係る原子力安全協定が滋賀県と原子力事業者との間で締結されました。

今回の安全協定が決して「再稼働の容認ではない」、「高浜原発の再稼働への条件づけをするものではない」ということ、またなぜこのタイミングでの協定締結だったのかを、きちんと県民に説明し、今後、原子力安全協定の内容充実を具体的にどのように働きかけていくのかについて、考え方を伺います。

答 今回締結した安全協定は、稼働、非稼働に関わらず現に存在する原子力施設のリスクを軽減するためのものであり、再稼働の容認につながるものではありません。

締結の時期については、このタイミングになるまでぎりぎりの協議を続けてきた結果であり、高浜再稼働への条件付けをするものではありません。

今回の協定は出発点として締結したものであり、事業者とは内容の充実に向け、引き続き粘り強く交渉を続けていきます。

これまでの経緯や事業者と自治体との関係に左右される任意の協定ではなく、法令によるルール化を国に対して申し入れていきます。

琵琶湖の保全再生

問 琵琶湖再生法の目的は「国民的資産である琵琶湖の保全及び再生を図り、もって近畿圏における住民の健康な生活環境の保持と健全な発展に寄与し、あわせて湖沼がもたらす恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現に資する」としており、琵琶湖総合開発特別措置法の目的でも「近畿圏の健全な発展に寄与する」とされています。当然、水質保全是下流域の安全な飲料水を維持確保するためでもあり、琵琶湖総合開発の時のように、下流府県に何らかの理解と協力を求めるべきと考えますが、考え方を伺います。

答 これまでから水質や生態系など琵琶湖の環境を保全するため、国や下流府県など様々な方々との連携、協働により取組を進めてきました。

今回の法律でも、関係者の協力や多様な主体との協働が規定されているほか、施策の推進に関し協議する場として、琵琶湖保全再生推進協議会を組織することができるとされています。

県民負担の軽減のためにも、国の支援とともに、上下流の協力が不可欠であると考えます。法律制定を契機として、上下流全ての人々に琵琶湖の重要性を改めて理解いただくことが必要であり、下流府県など多様な主体と連携し、琵

琵琶湖の保全再生を進めていきたいと考えています。

農林水産業

問 国では2011年3月にいわゆる6次産業化法が施行され、今年で5年目を迎えます。6次産業化を進めるに当たっては、商品管理、製造販売の人材確保、資金調達など具体的な事業計画の下に様々な団体間の連携も必要となってきます。

こうしたことも踏まえて、本県における6次産業化へ向けた今後の取組について、考え方を伺います。

答 6次産業化の推進には、商品管理、製造販売の人材確保、資金調達が課題と認識しています。

課題解決のため、商品管理やマーケティングなど農業者等の取組に対しアドバイスを行う専門家を増員するとともに、加工等に必要な施設、機械の整備に国の支援制度の積極的な活用を進めます。

また、6次産業化に取り組む農業者等の計画が速やかに達成されるよう多様な業種とのネットワーク活動を展開しており、金融機関と大学を加え、資金調達を含む一連の経営活動を強化します。

さらに、農業者等の発掘が必要なことから、相談活動を一層強化するとともに、先進的な農業者が取り組む加工技術や直売のノウハウなどを直接学ぶための研修会等を開催します。

産業振興

問 本県が地域経済の好循環を実現していくためには、国の掲げる地方創生の政策の下、今やらなければならぬ経済政策を着実に実施することが必要不可欠であると考えます。

来年度、どのような方針で中小企業振興施策に取り組もうとしているのか、特にどのような施策に重点を置いているのか、考え方を伺います。

答 人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略の取組を推進することにより、中小企業の皆さんがいきいきと活躍していただけるよう、国や市町、経済団体、金融機関、大学などの関係機関がしっかりと連携を図りながら、効果的、効率的な施策を展開していきたいと考えています。

具体的には、次の3点を重点施策として取り組みます。1点目は小規模企業者への支援、2点目は地域の特性を活かしたイノベーションの創出、3点目は人材の確保および育成です。

今後とも、中小企業の皆様のもとに向いて、皆様の声をしっかりと把握し、共に汗をかきながら、中小企業活性化施策を推進していきます。



2月定例会議で採択した請願

- 青少年健全育成基本法の制定を求める意見書提出について
- T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書の提出を求めることについて

2月定例会議で可決した主な議員提案条例の概要

● 滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

自転車に関係する交通事故の防止を図り、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、県の責務や県民、事業者、交通安全団体等の役割、自転車交通安全教育、自転車損害賠償保険等への加入等を定めています。

● 近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例

これまで培われた優れた技術および技能を活用して、近江の地場産業および近江の地場産品が時代の変化に適合していくための新たな取組の積極的な推進を図ることにより地域経済および地域社会の発展に寄与することを目的とし、県の責務や県民、事業者等の役割、基本指針の策定、県が講じる基本的な施策等を定めています。

● 近江の地酒でもてなし、その普及を促進する条例

近江の地酒の価値を再認識するとともに、発酵食品に代表される本県の食文化の歴史等に対する理解を深めつつ、近江の地酒を積極的に使用してもてなし、その普及の促進を図ることにより豊かで潤いのある県民生活の形成に寄与することを目的とし、県や事業者の役割、県民等の協力等を定めています。

議 会 か ら の お 知 ら せ

● 滋賀県議会ホームページ、Twitter（ツイッター）

議会ホームページでは、本会議や委員会の開催情報、議会の仕組み、議員の紹介、会議録など、県議会の最新の情報を随時掲載しています。
また、インターネット中継では、本会議の開始から終了までの模様をライブと録画でそのまま中継しています。一部の内容を除き、スマートフォン、タブレット等でも御覧いただけます

[滋賀県議会ホームページ](http://www.shigaken-gikai.jp/) <http://www.shigaken-gikai.jp/>

議会の開催情報は、Twitter（ツイッター）でも発信しています。

[滋賀県議会ツイッター](#)（アカウント名 [@shigakengikai](#)）



● 傍聴の御案内

本会議や委員会はいつでも傍聴することができます。ただし、傍聴席には限りがありますので、団体が傍聴される場合は、あらかじめ御連絡ください。また、車椅子用の傍聴スペースは2席分あります。詳細についてはお問い合わせください。

2月定例会議で審議した主な議案

議案番号	件 名	結 果
（議員提出）		
会第1号	滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案	可 決
会第2号	近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例案	可 決
会第3号	近江の地酒でもてなし、その普及を促進する条例案	可 決
会第4号	滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例および滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案	可 決
会第5号	滋賀県議会会議規則の一部を改正する規則案	可 決
会第6号	滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例案	可 決
（知事提出）		
議第1号～議第17号	平成28年度滋賀県一般会計予算 ほか16件	可 決
議第18号～議第52号	滋賀県教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例に関する条例案 ほか34件	可 決
議第53号～議第62号	契約の締結につき議決を求めることについて（余呉川総合流域防災事業 賤ヶ岳橋架替および木之本長浜線改良事業国道8号取付工事） ほか9件	可 決
議第63号	平成27年度滋賀県一般会計補正予算（第4号）	可 決
議第64号～議第65号	滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案 ほか1件	可 決
議第66号～議第67号	損害賠償請求事件の和解および損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて ほか1件	可 決
議第68号～議第83号	平成27年度滋賀県一般会計補正予算（第5号） ほか15件	可 決
議第84号～議第85号	滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案 ほか1件	可 決
議第86号～議第88号	県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて ほか2件	可 決
議第89号	滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案	可 決
議第90号～議第92号	平成27年度滋賀県一般会計補正予算（第6号） ほか2件	可 決
議第93号～議第96号	滋賀県教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて ほか3件	同 意

2月定例会議で審議した決議・意見書

番 号	件 名	結 果
決 議 第 1 号	北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案	可 決
決 議 第 2 号	議第61号関西広域連合規約の変更につき議決を求めることについてに対する附帯決議案	可 決
意見書第1号	性犯罪等の被害者の支援に関する措置等を求める意見書案	可 決
意見書第2号	軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書案	可 決
意見書第3号	青少年健全育成基本法の制定を求める意見書案	可 決
意見書第4号	T P P（環太平洋パートナーシップ）協定に関する意見書案	可 決
意見書第5号	子育て支援の拡充を求める意見書案	可 決
意見書第6号	児童虐待防止対策の強化を求める意見書案	可 決

滋賀県議会では、県民の皆さんに議会活動への理解を一層深めていただくため、分かりやすい広報紙づくりに努めています。御意見などを下記までお寄せください。

あて先 〒 520-8577 大津市京町 4－1－1 滋賀県議会事務局 政策調査課 TEL 077-528-4094 FAX 077-528-4940 Eメール gikai@pref.shiga.lg.jp

この広報紙は 502,500 部作成し、県内に新聞折込で配布しています。経費（印刷、折込、職員の人件費）は 1 部当たり 6 円です。